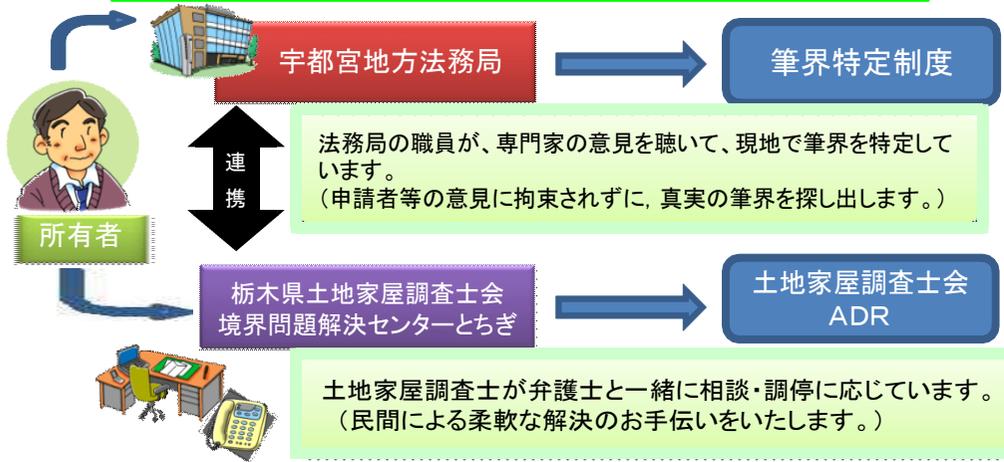


筆界特定・境界問題ADR合同相談会

- 1 相談会場 境界問題解決センターとちぎ
栃木県土地家屋調査士会館3階会議室
宇都宮市小幡1-4-25
- 2 相談日時 令和2年2月19日(水) 午前10時から午後4時まで
相談時間は、1時間単位です。
- 3 相談予約 境界問題解決センターとちぎ事務局
☎028-307-2187
受付期間 令和2年2月3日(月)から2月7日(金)まで
予約時間 午前9時～午後5時30分
- 4 相談対応 栃木県土地家屋調査士会
宇都宮地方法務局不動産登記部門
- 5 その他 相談は、事前に予約が必要となります。
相談内容については、秘密を厳守します。

境界問題でお困りの方へ

境界問題で困ったときは...



どこが違うの？

・筆界特定制度は

筆界(一筆の土地が登記されたときの土地の境)を明らかにします。

* 所有権に関する問題を対象にしません。

・土地家屋調査士会ADRは

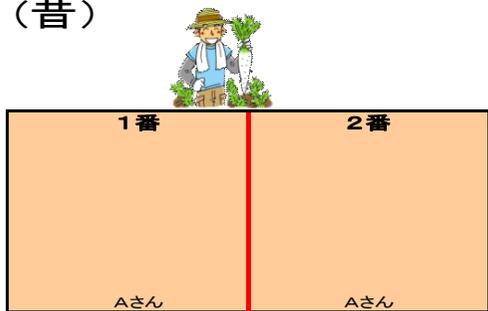
境界問題全般を対象とします。

* 相手方の応諾がないと手続を進めることができません。

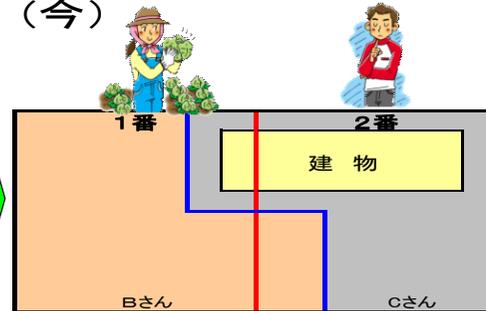
(参考)

筆界？所有権界？

(昔)



(今)



筆界...筆界の位置は、売買・交換等で自動的に移動することはありません。

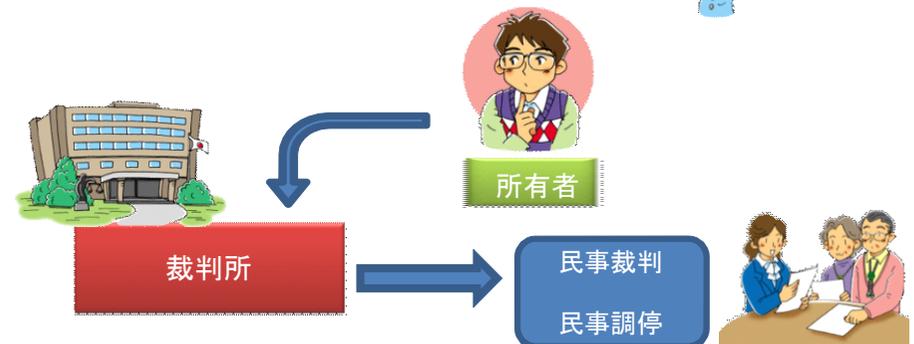
所有権界...所有権界の位置は、売買・交換等で移動することがあります。

(筆界と所有権界の位置が異なる場合があります。)

* 宇都宮地方法務局

* 栃木県土地家屋調査士会境界問題解決センターとちぎ

他の解決方法



* 筆界特定制度についてのお問い合わせは
宇都宮地方法務局不動産登記部門 筆界特定室

電話028(623)0919

* 調査士会ADRについてのお問い合わせは

栃木県土地家屋調査士会 境界問題解決センターとちぎ 電話028(307)2187(要予約)